

●香川県告示第192号

香川県建築基準法及び建築士法に規定する書類の閲覧規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年 3月30日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県建築基準法及び建築士法に規定する書類の閲覧規程の一部を改正する規程

香川県建築基準法及び建築士法に規定する書類の閲覧規程（平成19年香川県告示第340号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(閲覧所の設置) 第3条 略</p> <p>(1) 前条第1号に掲げる閲覧対象書類 当該書類に係る建築物、建築設備又は工作物の敷地となる土地の区域を所轄する香川県土木部建築指導課内又は土木事務所等（建築基準法施行細則第3条に規定する土木事務所（香川県高松土木事務所を除く。）又は香川県小豆総合事務所をいう。以下同じ。）内</p> <p>(2) 前条第2号に掲げる閲覧対象書類 香川県土木部建築指導課内</p> <p>(3) 前条第3号に掲げる閲覧対象書類 香川県土木部建築指導課内及び当該書類に係る建築物、建築設備又は工作物の敷地となる土地の区域を所轄する土木事務所等内</p>	<p>(閲覧所の設置) 第3条 前条の閲覧対象書類を閲覧するための場所（以下「閲覧所」という。）は、次の各号に掲げる閲覧対象書類の区分に応じ、当該各号に定める場所に置く。</p> <p>(1) 前条第1号に掲げる閲覧対象書類 当該書類に係る建築物、建築設備又は工作物の敷地となる土地の区域を所轄する香川県土木部建築課内又は土木事務所等（建築基準法施行細則第3条に規定する土木事務所（香川県高松土木事務所を除く。）又は香川県小豆総合事務所をいう。以下同じ。）内</p> <p>(2) 前条第2号に掲げる閲覧対象書類 香川県土木部建築課内</p> <p>(3) 前条第3号に掲げる閲覧対象書類 香川県土木部建築課内及び当該書類に係る建築物、建築設備又は工作物の敷地となる土地の区域を所轄する土木事務所等内</p>

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。